

京都市消防局訓令乙第11号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防団員非常召集規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

京都市消防局長 山内博貴

第1条中「以下団員」を「以下「団員」」に、「以下召集」を「以下「召集」」に、「別」を「京都市消防震災警防規程及び京都市消防水災警防規程」に改める。

第2条第1項中「以下局長」を「以下「局長」」に、「京都市警防活動規程に定める非常災害警備を実施するとき、その必要があるときは」を「京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程第6条第1項の規定による召集が発令された場合において、必要があると認めるときは」に改め、同条第2項中「以下署長」を「以下「署長」」に、「に非常災害が発生し」を「における災害の状況から」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局総務部消防団課)